参考様式第５－１号

発 農 水 第 ２ ７ １ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

七尾市長　茶谷　義隆

| | |
|---|---|
| 市町村名<br>（市町村コード） | 七尾市<br>（17202） |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 能登島南・曲地区<br>（能登島南・曲） |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年10月27日<br>（第 3 回） |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

能登島南地区の水田においては、一部で地域の担い手である数名が耕作しているが、その他の水田は個人農家が多く、高齢化が進んでいる。山側にある畑地においては、比較的若い認定農家等が野菜作りに取り組んでいる。能登島曲地区については、高齢化等により農家自体が著しく減少している。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・県道沿いにある水田については、米を主要作物としつつ、約1haほどかぼちゃなどの野菜を作付けし、米に次ぐ大きな収入源となるようにしていく。山側にある畑地については、引き続き、比較的若い認定農家等が野菜作りに取り組む。
・地区内の農地の一部は個人農家が耕作予定であるが、今後は数人の担い手が集積・集約していく。その一人として他地域の担い手に耕作を依頼済。
・個人農家が何らかの事情で耕作の継続ができなくなった場合、担い手へ集積していく。
・新たに地域の担い手として耕作したいと届出がある。畑作を主とし、１０年後は3haに耕作面積拡大予定。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

| | |
|---|---|
| 区域内の農用地等面積 | 49.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 49.3 ha |
| （うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】 | ha |

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

現在耕作している農地、ほ場整備を予定している農地、および日本型直接支払交付金を活用し地域で保全管理している農地を農業上の利用が行われる農用地区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| （1）農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。 |
| （2）農地中間管理機構の活用方針 |
| 所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、その農地は農地中間管理機構へ貸し付けていく。 |
| （3）基盤整備事業への取組方針 |
| 同地区においては、令和7年度の基盤整備事業の採択に向けて活動中。 |
| （4）多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| それぞれの担い手が後継者を育てていく。 |
| （5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば必要に応じて検討していく。 |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ☑ | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | ☑ | ③スマート農業 | | ④畑地化・輸出等 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | ☑ | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携等 | | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵等の整備を進めていく
③可能であればITを活用した技術を導入し、スマート農業に取り組む
⑦多面的機能支払交付金制度を利用し、地域の農地の維持、保全を図る